

顧客とのちょっとした話題にも役立つ

《小ネタ》&《健康ネタ》も仕入れてしまえる！

所司会計事務所メールマガジン

平成 17 年 12 月 8 日発行 Vol.01

このメールマガジンは所司会計事務所HPをご利用頂いた方、またはメルマガ配信を希望された方だけにお送りしているものです。

所司会計事務所は、税務会計を中心に事業経営のお手伝いをさせていただきながら、【自利利他】精神を核として地域の発展に貢献できるよう、そして、お客様と共に成長していけるよう、日々業務にあたっています！

★師走(しわす)

みなさん こんにちは！

所司会計のショジです。

今月に入り、ぐっと寒さを増している能登・七尾です。

「寒い、寒い」と言っている間に、今月もあっ！というまに

新年へバトンタッチしていくように感じます。

12月は年末で皆忙しく、普段は走らない師匠さえも走ることから、これが「師走(しはす)」になったというのが、一般的な「師走」の由来ですが、他にもさまざまな説があるようです。

師は法師(お坊さん)であるとし、法師がお経をあげるために、東西を馳せる月と解釈する「師馳す(しはす)」という説。

「年が果てる」という意味で「年果つる月(としはつるつき)」が「しはす」に変化したとする説。

「一年の最後になし終える」という意味で「為果つ(しはつ)」から「しはす」に変化したとする説等があるようです。

英語の December(ディセンバー)は、「10番目の月」の意味。

12月なのに10番目なのは、ローマ暦が3月起算で、3月から数えて10番目だからだそうです。

たしかに deca は10の意味ですし、decade は10年とか10個という意味ですね。

最後の1ヶ月、ラストスパートで今年の仕事は今年うちに。
新たな気持ちで新年を迎えたいものです。

所司会計事務所HP

→<http://www.tkcnf.com/shoji>

会計事務所に聞いて！BLOG

→<http://blog.livedoor.jp/shojiaf/>

★目次

++お知らせ ...平成17年12月の税務カレンダー...

++健康コラム ...味覚障害 おいしく食べていますか？...

++シヨジから一言

-----★

++お知らせ

=====

=====

=====

毎月はじめにお知らせしていく「税務カレンダー」です。
なにかと忘れがちになる提出期限ですが、期日までにすませるようころがけ
ましょう！

平成17年12月の税務カレンダーです。

12/1(木)

■所得税の年末調整

- イ. 扶養控除異動申告書の収集
- ロ. 保険料控除申告書の収集
- ハ. 住宅借入金等特別控除の提出
- ニ. 年末調整過不足額の処理

■勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出(11月20日～1月25日)

(提出先…労働基準監督署)

12/5(月)

■健康保険・厚生年金保険・賞与等支払届の提出(支給後5日以内)

12/12(月)

■源泉徴収所得税(11月分)の納付

■特別徴収住民税(11月分)の納付

■納期の特例を受けている者の特別徴収住民税(6月～11月までの分)納付

■雇用保険被保険者資格取得届期限

■一括有期事業開始届の提出期限

12/20(火)

■7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出期限

12/28(水)

■9月決算法人で確定申告書の提出期限の延長をした法人の法人税・法人事業税・法人住民税の確定申告

■10月決算法人の法人税・法人事業税・法人住民税の確定申告と納税

■10月決算法人で確定申告書の提出期限の延長を受けているものの法人税・法人事業税・法人住民税の見込納付

■平成17年4月決算法人の中間(予定)申告の納付(納付額10万円超の場合)

■10月決算法人の消費税の申告と納税

■4月決算法人の消費税の中間申告と納税

■各四半期ごとの消費税等の中間申告と納税(直前の課税期間の実績400万円)

超)

- 消費税等の課税事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 10月決算法人の事業所税の申告と納付
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付期限
- 日雇健康保険印紙受払報告書の提出
- 雇用保険印紙納付状況報告書の提出

12/30(土)

- 社会保険(健保・厚生)料の納期限

※12月10日とあるのは、土曜休日なので12日(月)までとなり、また12月28日とあるのは、12月31日が年末の特別休暇中なので1月4日までとされますが、早めにカレンダーは作成しています。

※官庁事務は、12月28日までとされるので、早期提出等が望まれます。

※健康保険・厚生年金保険賞与支払届は、総報酬制が導入され、賞与に対しても通常の保険料を徴収し、その賞与を支払った日から5日以内に提出することになっています。

++健康コラム

=====
=====
=====

○●味覚障害 おいしく食べていますか？●○

海の幸がますますおいしさを増す冬がやってきました！！
しかし、味覚障害を持つ人は24万人にも達すると推計されています。
何を食べても味がしない「食べ物味が薄く感じられる」
こんな症状があったら味覚障害かも知れませんよ！

■原因の多くは亜鉛不足

味覚を感じるのは、下や上あごにある味蕾(みらい)という細胞。
この細胞は新陳代謝が活発で3～4週間で生まれ変わりますが、
そのためにはたくさんの亜鉛を必要とします。
ですから、亜鉛が不足すると細胞が再生されず、味覚障害の原因となります。

■こんな症状が味覚障害

味覚減退…味の感じ方が鈍い
味覚消失…味を感じない
異味症…本来の味と違う味に感じる
自発性異常味覚…何も食べていないのに味がする
解離性味覚障害…特定の味だけが分からない
悪味症…何を食べてもいやな味になる

いずれかの障害にあてはまった方は、気を付けて下さいよ。
どれにもあてはまらず安心している、そのあなた！
今後あてはまるであろう危険性が、まだまだあるんですよ。
それは、次回へのお楽しみ。
次回は、怖い怖い！手軽な食生活が亜鉛不足を招く！！
放っておくと別の病気を引き起こす？！
そして、亜鉛を多く含む食品をご紹介します。
お楽しみに

～事務所通信より～ 制作・出版：(株)TKC出版

++シヨジから一言

=====

=====

=====

当事務所のHPを立ち上げてから、半年の月日がたとうとしています。
それを契機としてメールマガジンを皆さまへお届けする事となりました。
今後も、充実した情報を発信し続けていきますので、よろしく願います。

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。
メールマガジンの配信停止/登録内容を変更するも下記アドレスへ
「削除希望」または「登録内容変更」としてお送り下さい。
または、HPのトップページより願います。

こちらまで→ shoji-kaho@tkcnf.or.jp

発行責任者 所司 圭穂理(シヨジカホリ) shoji-kahori@tkcnf.or.jp

所司会計事務所 www.tkcnf.com/shoji

〒926-0821 石川県七尾市国分町ラ部2-2

tel: 0767-52-2211 fax: 0767-53-3884

.....